

令和4年度  
第5回長崎地方最低賃金審議会

資料No. 1

厚生労働省  
長崎労働局労働基準部  
賃金室

## 資料目次

資料番号 1 異議申出書 長崎県労働組合総連合 …………… 1

参考番号 厚生労働省プレスリリース  
（令和4年度地域別最低賃金額答申状況） …………… 3

2022年8月26日

長崎労働局長  
小城 英樹 様

長崎県労働組合総連合（長崎県労連）  
議長 乾 哲夫  
長崎市恵美須町 2-12  
電話 095-828-6176

## 異議申出書

本年8月12日、長崎地方最低賃金審議会より、長崎県最低賃金を1時間853円と定めるようにとの意見が貴職あてに提出され、同日付け長崎労働局一般公示第3号によりその意見の要旨が公示されましたが、最低賃金法第11条第2項及び最低賃金法施行規則第8条の規定に基づき、以下のとおり異議を申し出ます。

### 【異議の内容】

長崎県最低賃金を1時間853円と定めることに不服です。最低賃金で働く労働者でも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるよう、また、最低賃金の地域間格差を是正するためにも、中央最低賃金審議会が示した目安額をさらに大きく上回る額に引き上げてください。

### 【異議の理由】

#### 1 示された額では物価上昇に追いつかず「健康で文化的な最低限度の生活」はできません

今回示された引き上げ額は過去最高であり、中央最低賃金審議会が示した目安額を2円上まわったことは、困窮する労働者の生活を考慮された結果であると拝察します。しかし、この引き上げ額ではまだ不十分と言わざるを得ません。

中央最低賃金審議会における議論でも、最近の物価上昇をどのように考慮するかが大きな焦点であったと報道されていますが、32円（3.9%）の引き上げでは物価上昇に追いつきません。中央最低賃金審議会の公益委員見解でも、最低賃金近傍で働く労働者の生活に大きな影響を与える「基礎的支出項目」が注目されていますが、「基礎的支出項目」の上昇率（前年同月比）は今年6月で4.4%だったことが明らかにされています。

私たち長崎県労連が7月に提出した意見書でも引用した帝国データバンクによる食品主要105社の価格改定状況調査の最新（7月31日時点）の結果では、今年1月から7月までに値上げされた品目が8058品目であったのに対し、8月から12月までに値上げが予定されているのは10474品目とされており、物価上昇がさらに進むことが予想されます。食品をはじめとする生活必需品の価格上昇が今後も続けば、最低賃金近傍で働く労働者の生活を一層圧迫します。

7月の意見書でも述べているとおり、現行の最低賃金の水準では「健康で文化的な最低限度の生活」をおくることはできません。現在進行している物価上昇を考慮すれば、さらに大幅な引き上げが必要です。



## 2 示された額では地域間格差の是正には足りません

中央最低賃金審議会が示した引き上げの目安額は、A・Bランクが31円、C・Dランクが30円でしたが、各県の答申の状況を見れば、Dランクの16県のうち本県を含む13県で目安額を2円以上上回る答申が行われています。ここには地域間格差を是正しようとする各県の意思を見ることができます。マスコミも「賃金水準が高い都市部への人口流出が続く地方の危機感が背景にある。地域間の賃金格差を少しでも埋めることで、労働力を引き留める狙いだ」（8月24日付長崎新聞）と受け止めています。しかし、それでも220円あった本県と東京との差が219円になったにすぎません。上記の長崎新聞の記事は20年前の格差の状況を記載していますが、20年前の東京と本県との差は103円であり、その2倍以上の格差が残っています。地域間格差の是正を大きく進めるためにも、さらなる大幅な引き上げが必要です。

以 上

報道関係者 各位

令和4年8月23日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 岡 英範

主任中央賃金指導官 友住 弘一郎

副主任中央賃金指導官 杉山 彰浩

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

## 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から31円引上げの961円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和4年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、8月2日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

### 【令和4年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、30円～33円の引上げ（引上げ額が30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県）
- ・改定額の全国加重平均額は961円（昨年度930円）
- ・全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,072円）に対する最低額（853円）の比率は、79.6%（昨年度は78.8%。なお、この比率は8年連続の改善）

(別紙) 令和4年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

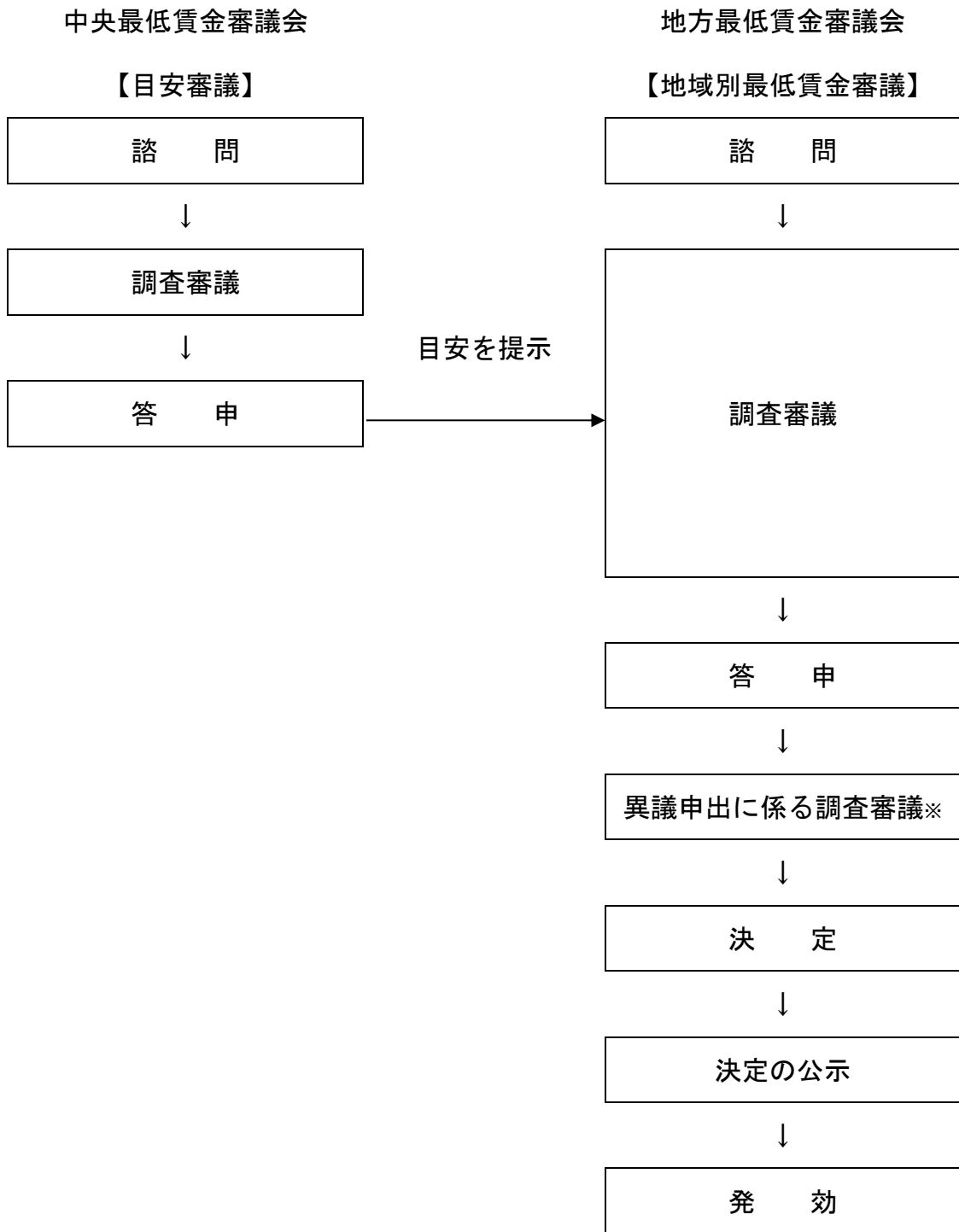
令和4年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	C	30	920 ( 889 )	31	+1	2022年 10月2日
青森	D	30	853 ( 822 )	31	+1	2022年 10月5日
岩手	D	30	854 ( 821 )	33	+3	2022年 10月20日
宮城	C	30	883 ( 853 )	30		2022年 10月1日
秋田	D	30	853 ( 822 )	31	+1	2022年 10月1日
山形	D	30	854 ( 822 )	32	+2	2022年 10月6日
福島	D	30	858 ( 828 )	30		2022年 10月6日
茨城	B	31	911 ( 879 )	32	+1	2022年 10月1日
栃木	B	31	913 ( 882 )	31		2022年 10月1日
群馬	C	30	895 ( 865 )	30		2022年 10月8日
埼玉	A	31	987 ( 956 )	31		2022年 10月1日
千葉	A	31	984 ( 953 )	31		2022年 10月1日
東京	A	31	1072 ( 1041 )	31		2022年 10月1日
神奈川	A	31	1071 ( 1040 )	31		2022年 10月1日
新潟	C	30	890 ( 859 )	31	+1	2022年 10月1日
富山	B	31	908 ( 877 )	31		2022年 10月1日
石川	C	30	891 ( 861 )	30		2022年 10月8日
福井	C	30	888 ( 858 )	30		2022年 10月2日
山梨	B	31	898 ( 866 )	32	+1	2022年 10月20日
長野	B	31	908 ( 877 )	31		2022年 10月1日
岐阜	C	30	910 ( 880 )	30		2022年 10月1日
静岡	B	31	944 ( 913 )	31		2022年 10月5日
愛知	A	31	986 ( 955 )	31		2022年 10月1日
三重	B	31	933 ( 902 )	31		2022年 10月1日
滋賀	B	31	927 ( 896 )	31		2022年 10月6日
京都	B	31	968 ( 937 )	31		2022年 10月9日
大阪	A	31	1023 ( 992 )	31		2022年 10月1日
兵庫	B	31	960 ( 928 )	32	+1	2022年 10月1日
奈良	C	30	896 ( 866 )	30		2022年 10月1日
和歌山	C	30	889 ( 859 )	30		2022年 10月1日
鳥取	D	30	854 ( 821 )	33	+3	2022年 10月6日
島根	D	30	857 ( 824 )	33	+3	2022年 10月5日
岡山	C	30	892 ( 862 )	30		2022年 10月1日
広島	B	31	930 ( 899 )	31		2022年 10月1日
山口	C	30	888 ( 857 )	31	+1	2022年 10月13日
徳島	C	30	855 ( 824 )	31	+1	2022年 10月6日
香川	C	30	878 ( 848 )	30		2022年 10月1日
愛媛	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月5日
高知	D	30	853 ( 820 )	33	+3	2022年 10月9日
福岡	C	30	900 ( 870 )	30		2022年 10月8日
佐賀	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月2日
長崎	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月8日
熊本	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月1日
大分	D	30	854 ( 822 )	32	+2	2022年 10月5日
宮崎	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月6日
鹿児島	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月6日
沖縄	D	30	853 ( 820 )	33	+3	2022年 10月6日
全国加重平均			961 ( 930 )	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催